



質問

修繕積立金を改定することになりました。
この場合、総会の普通決議で改定してもよいですか。



回答

規約の定めによりますが、修繕積立金の額の変更に関する特段の定めがなければ、その改定は普通決議で実施可能です。

ただし、規約に修繕積立金の具体的な金額が記載されているような場合は、規約変更該当し特別決議が必要となります。例えば、規約本文で「管理費等の額は別表第〇に記載の額とすること」等とし、規約の別表に住戸タイプ別の修繕積立金額が記載されている場合等がこれに該当します。

【参考事例】

管理組合関係 → 管理規約・細則に関する事項 → 総会議案の決議要件(普通決議か特別決議か)

規約に管理費や修繕積立金の額が別表で記載されています。これらの金額を改定する場合、総会の決議要件はどのようになりますか。(Q0175)

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。